

ID: 207-2

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	有料公園施設の利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町都市公園条例 第6条第2項		
<b>例規番号</b>	平成7年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (有料公園施設)</p> <p>第6条 有料公園施設(町の管理する公園施設で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設を利用する者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>4 町長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>【共通担当部署】</b>			
教育委員会事務局 生涯学習課 建設水道課			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日